## 健康福祉分野分科会における提案内容と区が既に実施している関連事業との対応整理表

健康福祉分野分科会の ※提案内容の取り組みの方向性と具	区が既に実施している関連事業			
将来像 取り組みの方向性	具体的事業のアイデア	事業名称	所管	事業概要
悩みや不安を身近で解 労を相談で気軽に不 安や悩みを相談できる 仕組みをつくる		相談指導	総合福祉事務所 高齢者支援係	高齢者の生活一般のほか高齢者福祉施設の入所等の相談を受け、助言や指導を行っている。
		福祉電話と電話訪問	総合福祉事務所 高齢者支援係	60歳以上のひとりぐらし高齢者および高齢者のみ世帯で、定期的に安否確認の必要がある方を対象に週1回以上電話をかけ、話し合い・相談を行い、安否の確認と孤独感・不安感の緩和を図る。電話訪問は、電話相談員(非常勤職員)または電話相談員(ボランティア)が行う。電話訪問員は1人最大3世帯を担当し、自宅から電話をかける。
		身体障害者相談	総合福祉事務所 障害者支援係	生計、就労など各種相談を実施している。
		知的障害者相談	総合福祉事務所 知的障害者主査	知的障害者およびその家族から、施設利用、生活問題、職業相談などの各種相談に応じている。必要により家庭、職場および施設等を訪問して、知的障害者の社会的自立への適切な助言・指導援助を行う。
		相談指導 	総合福祉事務所 相談係	児童の心身の成長および人格の形成に重要な影響を与える児童虐待等の相談に対し、児童相談所等関係機関の連絡な ど、相談内容に沿った対応を行っている。
		子ども家庭総合相談	子育て支援課子ども 家庭支援センター	子ども及び保護者からのあらゆる相談に応じ、相談内容によっては児童相談所など専門機関へ紹介する等の措置を取る。
		 子育て相談	保育課保育所係	地域に開かれた保育所としての機能を拡充するため、全区立保育所で電話による子育て相談を行っている。園長のほかに栄養士、看護士が、専門知識や保育園での経験をもとに、子育てに関する相談に応じている。
		母子自立支援員・婦人相 談員	総合福祉事務所 相談係	母子自立支援相談員は、母子および寡婦福祉法に基づいて設置された職員で、各福祉事務所に2名配置されている。 また、婦人相談員は売春防止法に基づいて設置された職員で、母子自立支援員を兼ねている。
		家庭相談員	総合福祉事務所 相談係	家庭相談員は練馬区非常勤職員等の設置に関する規則に基づいて設置された職員で、各福祉事務所に1名配置されている。相談員は家庭内における人間関係その他の問題について助言指導にあたっている。
		保健医療相談	総合福祉事務所 保健医療相談主 査	平成12年度より介護保険制度が導入され、支援を必要とする高齢者に対する保健、医療、福祉の総合的相談を行っている。本人、家族からの相談をはじめ、ケアマネージャーや介護サービス事業者、民生委員等関係者からの相談も年々増加している。保健医療上の情報提供や相談、助言を通し、解決に向けた支援を行っている。
		練馬区社会福祉協議会 (相談援助事業)	_	来所・電話相談等を通じて住民から寄せられる多様な要請・相談に対して、適切な情報提供・支援を行う。
		相談情報ひろば	地域福祉課地域 福祉係	地域の高齢者・障害者・子育て家庭などの相談に応じ、必要な情報を提供しながら、地域交流を深めることを目的とした事業。地域の非営利団体が運営し、同じ場所で同じ曜日・同じ時間に開いていて、だれもが気軽に立ち寄れる「地域のたまり場」をめざしている。地域交流のイベントや講座を開催することもある。現在、区内6か所で開催。相談や情報提供は無料(講座や昼食会など有料のものもある)。開催時間内は出入り自由。
		保健相談所の各種相談、 指導など	管轄の保健相談 所	健康相談(育児・栄養相談、健康づくり保健・栄養相談、精神保健相談、認知症相談等)、講習会・教室(離乳食講習会、幼児食講習会、骨粗しょう症予防教室、食と健康教室、生活習慣病予防教室等)、母親学級・育児学級、妊産婦の相談・訪問指導、高齢者の健康相談・訪問指導等。
		練馬女性センター相談室	練馬女性セン ター	女性の何でも相談(子育て相談等)、女性および母子への暴力に対する専門相談。
	食事をする場の提供	高齢者食事サービス (福祉施設活用サービ ス)	介護予防課介護 予防事業係	65歳以上のひとりぐらし高齢者または65歳以上の高齢者のみ世帯で食事の確保に支障のある方に食事を提供するもの。デイサービスセンターで調理した食事を食事サービス協力員(ボランティア)が利用者の住居へ届けるもので、 昼食のほか一部施設では夕食も提供している。利用者負担金は1食600円。
		高齢者食事サービス (事業者活用サービス)	介護予防課介護 予防事業係	65歳以上のひとりぐらし高齢者または65歳以上の高齢者のみ世帯で食事の確保に支障のある方に食事を提供するもの。民間事業者が調理した食事をその事業者の配達員が利用者の住居へ届けるもので、昼食または夕食を提供している。利用者負担金は1食350~600円。
		いきがいデイサービス	介護予防課介護 予防事業係	虚弱または閉じこもりがちな65歳以上の高齢者(介護保険の要介護認定または要支援認定を受けた方を除く)を対象に、週1回午前の時間帯に、高齢者センター、敬老館、地区区民館等において趣味活動、健康保持活動や食事サービス(会食型)を提供することにより、高齢者の閉じこもりを防止し、いきがいづくりや介護予防を図る。利用者負担は1回600円。
子育でする人が引っ越 してきたい街 長く住 み続けたい街 「活用	フ奈て古揺わいね」の部署	保育園	保育課入園相談 係	保護者が仕事、病気、介護などのため、家庭では十分な保育を受けることのできないO歳(産後57日以上)~就学前の乳幼児を保育する。
		認証保育所	保育課保育助成 係	東京都が定める一定の基準を満たす民間の保育施設で、都と区が運営を助成している。
		保育室	保育課保育助成 係	一定の条件を満たす認可外保育施設を、区が保育室と認定し、一定の助成を行って利用しやすくしている民間保育施 設。
		家庭福祉員(保育ママ)	保育課保育助成 係	保育園の家庭版として、保育士、教員などの資格を持つ福祉員が、自宅で産後57日〜3歳未満までの児童を、家庭福祉員1人につき3人まで保育する。
			保育課保育助成 係	送迎に便利な駅周辺のマンションなどの1室を区が借り上げて整備した保育室。家庭福祉員のグループが産後57日~3歳未満の児童を家庭福祉員1人につき3人まで保育する。
		私立幼稚園預かり保育	保育課保育助成 係	預かり保育を実施している幼稚園に通うお子さんを対象に、幼稚園教育の時間の前後や夏休みなどに、区立保育園と同じ保育日、保育時間で保育する(ただし、保護者の仕事や病気などのために家庭で保育できない児童が対象)。

## 健康福祉分野分科会における提案内容と区が既に実施している関連事業との対応整理表

健康福祉分野分科会の提案内容 ※提案内容の取り組みの方向性と具体的事業のアイデア		区が既に実施している関連事業			
将来像	取り組みの方向性	具体的事業のアイデア	事業名称	所管	事業概要
「マモナン法」 目った   仔リソー人		子育て支援センターの設置	一時保育	保育課保育助成 係	保護者の育児疲れ解消、リフレッシュなどさまざまな理由で一時的に子どもを預けたいときに、保育園の専用スペースで預かる。
			緊急一時保育	保育課保育助成 係	保護者が病気、出産などで一時的に保育できなくなったときに、緊急一時保育員(個人) および欠員のある区立保育 園・保育室、一部の認証保育所で乳幼児を預かる。
			病後児保育 	保育課保育助成 係	病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間、一時的に子どもを預かる。 
			子育て電話相談	保育課保育所係	地域に開かれた保育所としての機能を拡充するため、全区立保育所で電話による子育て相談を行っている。園長のほ かに栄養士、看護師が、専門知識や保育園での経験をもとに、子育てに関する相談に応じている。
			教育相談	総合教育セン ター	総合教育センターの教育相談室で、不登校、いじめ、発達の遅れ、学業不振、非行など、子どものさまざまな教育相 談に応じている。
			児童館 	子育て支援課子 ども育成係	学校や地域と連携しながら児童の自主的活動や遊びを通して、健康で豊かな情操を持った児童に育つよう援助している。また、図書室、工作室、音楽室、遊戯室等を利用して、各種クラブ活動や四季折々の行事を行っている。
	フ奈才味物に応じた町		学童クラブ 	子育て支援課子 ども育成係	保護者の就労等により、家庭において保育に欠ける小学校1年生から3年生までの児童(障害児は小学校1年生~6年生)に対し、指導員の適切な指導のもと児童の健全育成を図るものである。各学童クラブには定員がある。
	子月 C时期に心した成   存リソース(資源ー   人・もの・場所ー)の		放課後児童等の広場(民 間学童保育)事業	計画調整担当課児童施設支援係	小学生対象に保育に欠ける放課後の児童の保育および乳幼児親子の交流の場の提供、乳幼児対象の一時預かり等、地域の子育て支援に関する事業を行う団体に補助を行う。
	活用		学童クラブ室活用型子育 て支援事業 にこにこ	子育て支援課子 ども育成係	学童クラブ在籍児童のいない午前中の時間帯を活用して、学童クラブ室を子育て中の親子や子育てグループの交流の場として週2回程度開放する事業。開放の形態は、個人利用の「在宅子育て家庭集いの場」と、団体利用の「子育てグループ活動の場」の2種類がある。
			子育てのひろば ぴよぴ よ	子育て支援課子ども 家庭支援センター	O~3歳の乳幼児とその保護者を対象に、親子が自由に来所し、楽しく遊び、語らい、子育てについて学び合う場である。また、保育士等による子育て相談も随時対応している。
			子どもショートステイ	子育て支援課子ども 家庭支援センター	保護者が出産、病気、看護、出張などで家庭での養育が困難なときに、専用の施設で保育士などの職員が子どもを預かる宿泊型一時保育。
			子どもトワイライトステ イ	子育て支援課子ども 家庭支援センター	保護者が残業の時などに、子どもを午後10時まで預かる夜間一時保育。
			乳幼児一時預かり	子育て支援課子ども 家庭支援センター	保護者が仕事や外出などで乳幼児を預かって欲しいときに、練馬ぴよぴよ・関ぴよぴよで短時間の保育を行っている。
			育児支援ヘルパー	子育て支援課子ども 家庭支援センター	出産後まもなく、体調不良などで家事援助を必要とする方にホームヘルパーを派遣する。
		地域におけるコーディネー ター人材の充実	ファミリーサポートセンター (育児支え合い)事業	子育て支援課子ども 家庭支援センター	地域の中で区民が相互に育児を支えあうもので、一時保育を希望する保護者に、地区リーダーを通し、登録された会員の中から、住宅地の近くや条件に合う方の紹介を行っている。
地域の人と関わり支え合いながら高齢者、障 は害者の方が明るく暮らせるまち		専門家や行政を含めたネット ワークの充実	保健福祉サービス苦情調 整委員	(第三者機関)	区や民間事業者が行う高齢者、障害者、子ども等を対象とした保健福祉サービスの利用に関する区民からの苦情申立 てを受け、調整に必要な調査や是正勧告、意見表明を行う。
			民生委員・児童委員	地域福祉課地域 福祉係/総合福 祉事務所管理係	社会奉仕の精神を持って地域の中で社会福祉の増進のための活動をすすめる民間奉仕者であり、児童委員を兼ねている。区内20地区に分かれた地元関係者から成る推薦準備会から人格・識見が高く地域の実情に精通し、社会福祉の推進に理解と情熱のある人が推挙され、最終的には都知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱するもので、任期は3年である。民生児童委員の主な職務は、区内20地区に区域内において、①生活保護②児童福祉③高齢者福祉④障害者福祉⑤母子福祉等に関する調査、相談、指導、助言を行うことである。各地区の民生児童委員協議会で、ほぼ毎月会合を開いて職務に関する連絡や各民生児童委員に共通する問題に関して研究・協議を行っているほか、各種会合・研修を行っている。